

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月五日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第四十四号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第十八号及び第十九号中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同表第二十号中「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>		<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	
<p>一〇十七 略</p> <p>十八 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定により、宅地の造成（二以上の市町の区域にまたがるものを除く。）が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定をすること。</p>	<p>佐賀市</p>	<p>一〇十七 略</p> <p>十八 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定により、宅地の造成（二以上の市町の区域にまたがるものを除く。）が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定をすること。</p>	<p>佐賀市</p>
<p>十九 租税特別措置法及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による知事に対する宅地の造成（二以上の市町の区域にまたがるものを除く。）が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請を受理すること。</p>	<p>各市町（佐賀市を除く。）</p>	<p>十九 租税特別措置法及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、同法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による知事に対する宅地の造成（二以上の市町の区域にまたがるものを除く。）が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請を受理すること。</p>	<p>各市町（佐賀市を除く。）</p>
<p>二十 租税特別措置法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定をすること。</p>	<p>各市町</p>	<p>二十 租税特別措置法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定をすること。</p>	<p>各市町</p>
<p>二十一～二十八 略</p>		<p>二十一～二十八 略</p>	